

新たな駐車対策法制が路上駐車車両関与事故に与えた影響*

The effect of new law for illegal parking on traffic accidents with parked-car concerned*

科学警察研究所 萩田 賢司**

By Kenji Hagita**

1. はじめに

規制改革会議の諮問を受ける形で、駐車違反の取締りが、警察官による取締りだけでなく、民間事業者に委託できるように路上駐車対策法制が改正された。その結果、改正前と比較して、路上駐車取締りにマンパワーが大きく投入され、道路交通の円滑化に大きく貢献していることが示されている。また、道路交通法改正直後の交通事故発生件数を分析した結果、前年と比較して駐車車両が影響を及ぼした事故が大きく減少していることが示された。本調査研究では、路上駐車車両が原因となって発生した事故を時系列的に分析し、路上駐車車両に対する取締り強化が交通事故に及ぼした影響について、明らかにすることを目的としている。

2. 新たな駐車対策法制

新たな駐車対策法制は、大きく分けて使用者責任の拡充と駐車取締りの民間委託からなり、詳細は以下の通りである。

1) 使用者責任の拡充

- ・車両の使用者責任の拡充__運転者の責任追及ができない場合は、使用者に放置違反金の納付を命令
- ・放置違反金を滞納している使用者には、車検拒否
- ・常習違反者には、車両の使用制限

2) 駐車取締りの民間委託

- ・駐車取締り関係事務の民間委託__違反事実の確認と標章の取付けに関する事務を公安委員会の登録を受けた法人に委託
- ・現場において違反事実の確認等に従事する者(駐車監視員)については、資格制度を導入
- ・受託法人の役職員に、みなし公務員、秘密保持義務を規定

このような駐車対策法制の改正の中で、路上駐車減少に最も大きな影響を及ぼしたものは、駐車取締り

の民間委託にあると考えられるが、放置違反金を滞納している使用者への車検拒否等の使用者責任の拡充にも一定の効果があったことが想定される。しかし、これらの施策は同時に実施されたため、事前事後評価手法により交通事故減少効果を各施策単位で分離して分析することは不可能であり、一括した減少効果と捕らえることとした。

3. 先行研究

路上駐車車両が道路交通に及ぼす影響は多くの研究事例が存在し、路上駐車車両が道路交通の阻害要因となっていることを定量的に示した研究が多くみられる。しかし、路上駐車取締りの効果を分析した研究はあまりなされていない。

4. 研究方法

政策のパッケージとして新たな駐車対策法制が施行されたのが、平成 18 年の 6 月 1 日である。そのため、平成 18 年 5 月末までの交通事故記録と平成 18 年 6 月以降の交通事故記録を比較することに駐車対策法制の効果を分析した。交通事故発生状況は月別に大きく変動するため、事前事後の比較方法は、原則的に同一月の交通事故件数を比較することとした。また、法施行が近づくにつれて効果が現れてきたことも想定されるので、法施行直近における交通事故件数を過去と比較することにより、法施行直前の効果についても分析した。

5. 交通事故統計に記録されている駐車車両が及ぼした交通事故の定義

交通事故統計には、事故類型の 1 つの項目に駐車車両衝突という類型が存在する。これは、運転者が不在である路上駐車車両に衝突した車両単独事故であり、衝突形態としては追突事故に類似のものが多く想定されるが、追突事故とは明確に区別した上で交通事故統計に集計されている。また、交通事故の環境的要因として、“駐・停車車両による進路変更”、“駐・停車車

*キーワード：交通安全、交通管理、交通制御

**正員、工博、科学警察研究所 交通科学部 交通科学第一研究室
(千葉県柏市柏の葉 6-3-1、
TEL:04-7135-8001(Ex.2714)、 E-mail : hagita@nrrips.go.jp)

両が視界に影響”といった項目が存在する。

本研究では、路上駐車車両に衝突した事故を“駐車車両衝突”とし、交通事故の第1当事者の環境的要因として“駐・停車車両による進路変更”、“駐・停車車両が視界に影響”と記録されている事故の中で駐車車両衝突を除外したものを“駐車車両起因事故”と定義した。そして、これらを総称して駐車車両関連事故と定義し、駐車車両関連事故の発生件数の時系列的な変化を分析し、新たな駐車対策法制の定量的な効果を分析することとした。

6. 分析結果

(1) 過去6年間の全事故と駐車車両関連事故の傾向

図-1は、全事故、駐車車両衝突、駐車車両起因事故件数の経年変化(H13~18)を比較したものである。平成18年の6月に駐車対策法制が施行されたこともあり、平成18年は平成17年と比較して、駐車車両衝突は約15%、駐車車両起因事故は約10%減少していることが示された。

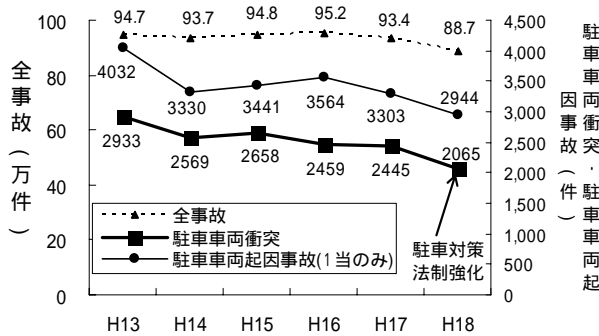


図-1 全事故と駐車車両関連事故の経年変化 (H13~18)

(2) 平成18年6月以前/以降の駐車車両関連事故の分析

図-2、3は、平成16~18年の駐車車両衝突、駐車車両起因事故の月別事故件数と平成17年と比較した平成18年の減少率を分析した。この図をみると、平成18年の6月以降に急速に減少率が増加しているわけではなく、平成18年になってから駐車車両関連事故が減少していることが窺える。すなわち、路上駐車取締りの強化に伴う道路利用者の対応がなされていたと想定され、新たな駐車対策法制の施行時期が公表されているため、実施以前から道路利用者が対応を検討し、駐車対策法制の効果が現れていたものと想定される。

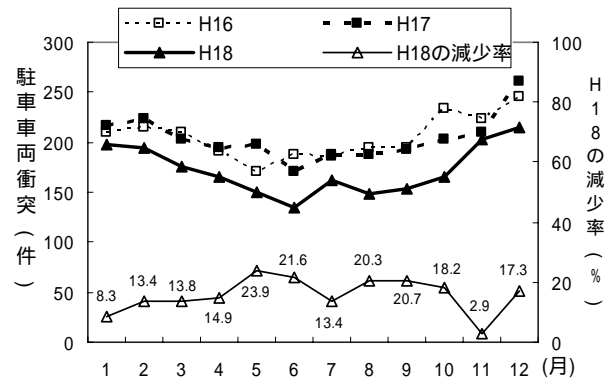


図-2 駐車車両衝突事故件数の月別変化と減少率

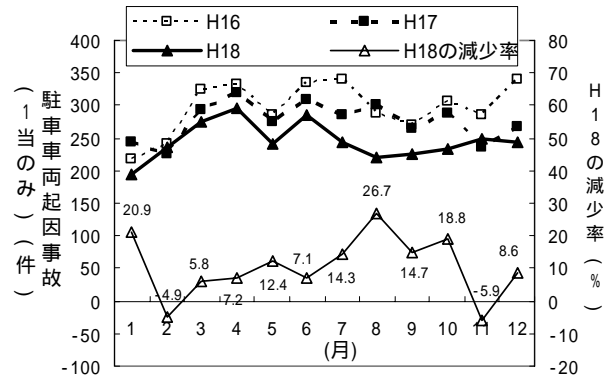


図-3 駐車車両起因事故件数の月別変化と減少率

(3) H17と比較したH18の駐車車両衝突事故の減少率

a) 地形別の分析

地形別(人口集中地区、人口集中地区以外の市街地、非市街地)に駐車車両関連事故を分析したところ、特に人口集中地区での駐車車両関連事故が大きく減少していることが示された。民間の駐車監視員が路上駐車取締り活動をしている重点地域は、人口集中地区を中心とした市街地を中心に指定されていると想定され、人口が密集している地域ほど駐車車両関連事故が大きく減少していることが示された。また、警察署のホームページ等で、民間の駐車監視員に取締りを委託している重点地区が公表されており、それに合わせた駐車行動をとっていることが考えられる。

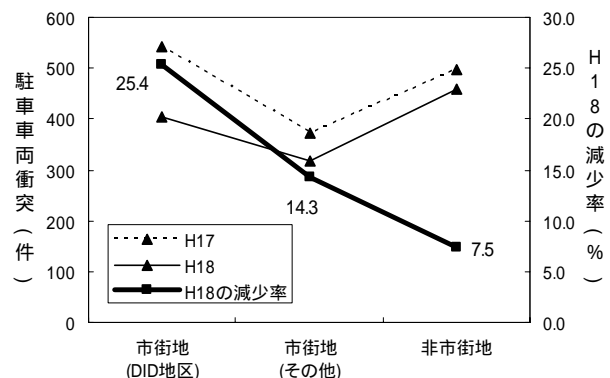


図-4 地形別の駐車車両衝突事故の減少率

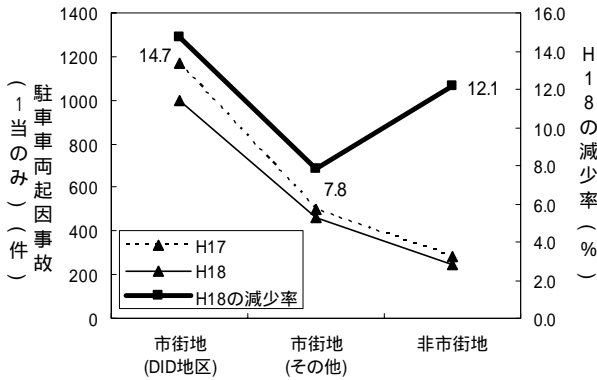


図 - 5 地形別の駐車車両起因事故の減少率

b) 昼夜別の分析

昼夜別に駐車車両関連事故を分析したところ、夜間に大きく減少していることが示された。これは、夜間に駐車車両の視認性が非常に低くなっている場合があり、そのような現象が回避されているためであることが想定される。一般に、夜間は交通量が少なく、駐車対策法制による円滑性の観点からの効果は少ないと考えられるが、交通事故防止の観点からは大きな効果があったことが窺える。

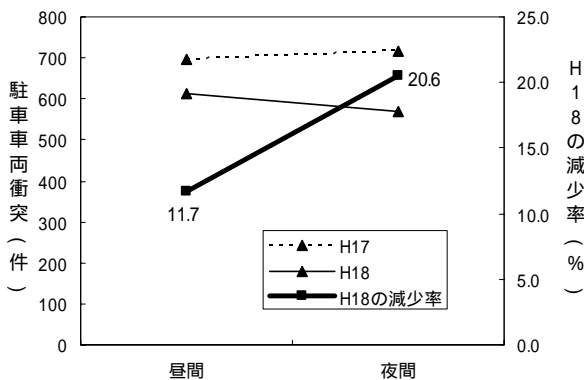


図 - 6 昼夜別の駐車車両衝突事故の減少率

c) 車種別の分析

第一当事者の車種別に駐車車両関連事故を分析したところ、駐車車両衝突と駐車車両起因事故で、減少率に大きな違いが見られた。駐車車両衝突において原付や自動二輪車が大きく減少しているのは、二輪車の走行位置の特性によるものと考えられる。一方、駐車車両起因事故において、乗用車や貨物車などの四輪車の減少率が高い理由としては、何らかの形で駐車車両を避けたときに四輪車が衝突されやすかったり、衝突しやすかったりするからではないかと考えられる。

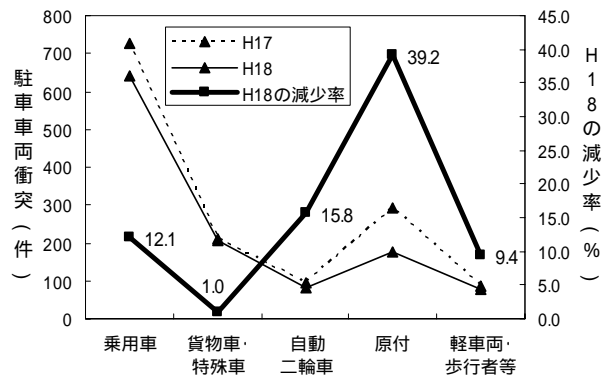


図 - 8 車種別の駐車車両衝突事故の減少率

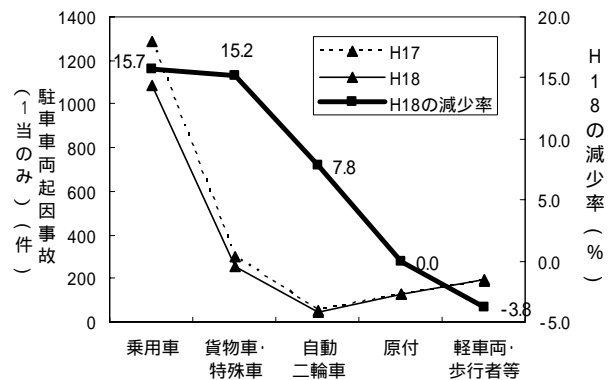


図 - 9 車種別の駐車車両起因事故の減少率

d) 年齢層別の分析

第一当事者の車種別に駐車車両関連事故を分析したところ、駐車車両衝突と駐車車両起因事故で、減少率が異なっている。駐車車両衝突をみると、65歳以上は減少していない。高齢者の運転免許人口が増加していること考慮に入れても、他の年齢層と大きな違いがあることが示された。これは、路上駐車車両台数が減少したことによる運転しやすさだけではカバーできない、運転能力の衰えによる回避能力の低下があるのではないかと考えられる。

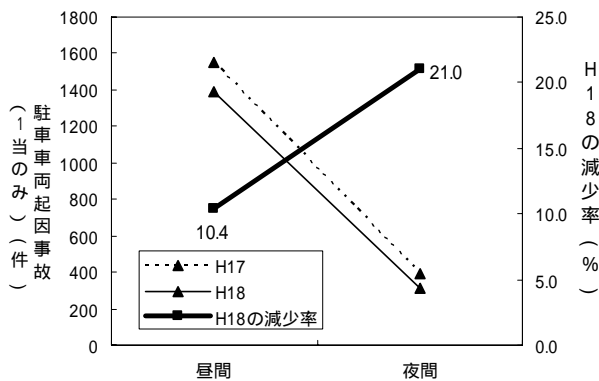


図 - 7 昼夜別の駐車車両起因事故の減少率

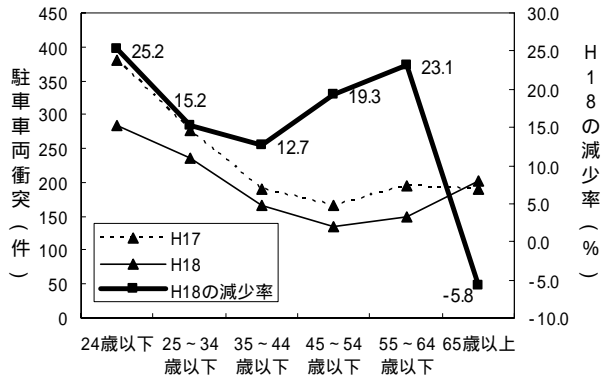


図 - 10 年齢層別の駐車車両衝突事故の減少率

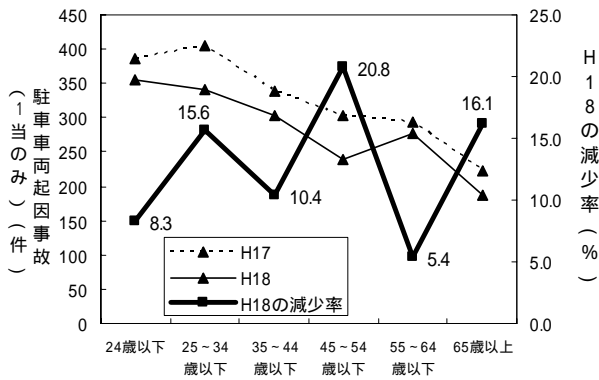


図 - 11 年齢層別の駐車車両起因事故の減少率

7.まとめ

このように、路上駐車が要因となっている交通事故が減少していることは、取締り強化により、路上駐車が減少していることを裏付けているといえる。マンパワーの投入量が多くなっていることが主な要因であることが想定される。

駐車対策法制施行以前から駐車車両関連事故件数が減少していることから、路上駐車をしている道路利用者やその管理者が、事前に何らかの対応をとっていると考えられる。

また、道路交通環境や当事者属性によって減少率が変化しており、取締り重点地区の特性、運転能力、車両の走行特性等を裏付けているものと考えられる。

参考資料

- 1) 警察庁交通局：新たな駐車対策法制の施行状況について，
<http://www.npa.go.jp/koutsuu/shidou32/20061218.pdf>，2006
- 2) 警察庁交通局：新たな駐車対策法制の施行状況について，
<http://www.npa.go.jp/koutsuu/shidou5/20070614.pdf>，2007